

令和8年度 ヘリコプター運航請負業務契約書（案）

災害発生時等緊急調査用のヘリコプターの運航について、発注者 支出負担行為担当官 関東森林管理局長 ○○ ○○ と、受注者 ○○ ○○ は、各々対等な立場における合意に基き、次の条項により単価契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

条 項

（契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| （1）契約業務 | 令和8年度ヘリコプター運航請負業務 |
| （2）予定金額 | ¥ ー
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ ー） |
| （3）予定数量 | 作業運航10時間、空輸4時間、昼間滞留1時間、夜間滞留1泊とする。
なお、予定数量は見込みであり、変更する場合がある。
また、最低発注数量を保証するものではない。 |
| （4）契約単価 | 別表（税抜き単価）に定めるとおり。 |
| （5）契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| （6）使用機種 | AS350B（6人乗り、操縦士含む）同等以上の機種（以下「標準機種」という。）とする。 |
| （7）運航指示 | 別紙様式1「運航作業指示書」によるが、急を要する場合は、発注者の担当者の連絡指示により運航させることがある。 |
| （8）時間管理 | 受注者は、別紙様式2「運航記録書」を記入し、発注者の搭乗者が「運航記録書」を確認し、記名押印する。 |
| （9）飛行の範囲 | 関東森林管理局管内及び発注者が指示する地域。 |
| （10）基地 | 東京
ただし、これにより難しい場合は、発注者と受注者とが協議して定める。 |
| （11）支払場所 | 関東森林管理局 |
| （12）契約保証金 | 免除 |

（発注者の指示）

第2条 この業務は、発注者又は発注者の任命した監督職員の指示に従って履行するものとする。

(機体等の優先確保)

第3条 受注者は、発注者から運航指示があった場合、翌日、遅くとも翌々日までの運航が可能となるよう発注者と打合せを行い、標準機種及びパイロットを優先的に確保する。

(検 査)

第4条 受注者は、運航を行った場合は、月毎に別紙様式3「運航実績報告書」に運航毎に作成した運航記録書の写しを添えて提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(請負代金の支払)

第5条 発注者は、一運航若しくは連続した運航を取りまとめ、受注者から運航記録書の提出を受けた日から10日以内に検査し、合格した業務の数量に契約単価を乗じ、合計金額に消費税及び地方消費税の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）を加算した金額をもって請負代金を確定する。

2 受注者は、前項で確定した請負代金について、支払請求書により発注者あて請求するものとする。ただし、契約期間最終月の3月分に係る支払請求書は、3月末日をもって請求するものとする。

3 発注者は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第6条 受注者は、発注者が約定期間に代金を支払わないときは、発注者に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数につき請求金額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(予定数量等の増減)

第7条 予定数量等に変更（契約期間中に運航指示がない場合を含む。）があっても、受注者は異議を申し立てないものとする。

(損害賠償)

第8条 発注者又は発注者の職員が、運航中に受けた生命または財産上の損害については、受注者はその損害の程度に応じて、これに相当する金額をもって賠償するものとし、賠償の額は発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 受注者が特記仕様書及び運航指示書に基づくヘリコプター運航請負業務の実施等契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約について、受注者が契約上の義務違反又は不正行為をしたと発注者が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその期間を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告することなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第11条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注

者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、業務が完了しない間は、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金等)

第13条 次の各号の一に該当する場合においては、発注者は受注者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 第9条及び第10条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 別紙「暴力団排除に関する特約条項」第1条又は第2条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (3) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

3 発注者は、第9条及び第10条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行

ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約以外の事項)

第16条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上定める。

- 2 この契約に係る期間の定めについては、仕様書に特別の定めがある場合を除き、この請負契約書における期間の定めが適用されるものとする。この請負契約書及び仕様書に規定されていない期間の定めに関しては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約について紛争が生じたときは、第三者の斡旋により解決するものとする。

(特約事項)

第18条 別紙「暴力団排除に関する特約事項」のとおり。

令和8年〇月〇日

発注者 住 所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

氏 名 支出負担行為担当官
関東森林管理局長 ○○ ○○

受注者 住 所

氏 名

別表

受注者名

契約単価

単位：円(税抜き)

区分 機種	作業運航 (1時間あたり単価)	空 輸 (1時間あたり単価)	滞 留	
			昼 間 (1時間あたり単価)	夜 間 (1 泊)
標準機種				

(注)

- 1 「作業運航」とは実際に搬送業務に従事することをいい、「空輸」とは作業を実施するため、ヘリコプターにより受注者の基地と発注者の指定する場所を往復することをいう。
- 2 「滞留」とは発注者の都合により待機することをいい、「夜間」とは滞留が日没から日の出までに及ぶ場合をいう。
- 3 記載する契約単価は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に

関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。